

新しい中山間地域活性化計画 始動

島根県では、議会在が制定した「中山間地域活性化基本条例」に基づいて平成13年「中山間地域活性化計画」を策定し、この重要課題に対応してきました。

しかしその一方で、人口減少や高齢化は一層進行しており、特に小規模・高齢化した集落では集落の活動が停止する恐れや存続さえ危ぶまれる場合があるなど、新たな課題が生じています。そのためこの度、

「豊かな自然文化歴史に包まれた活力ある安心して暮らせる島根の中山間地域」

を目指して、新たな活性化計画を策定しました。

新しい計画では、新総合計画を基本として中山間地域活性化に資する施策を総合的に展開することにしてはいますが、個別この地域が抱える「喫緊の課題」に応える重点施策と地域の特性や実情に応じた施策の展開を図っていくことにしています。

中山間地域の重点施策

【重点テーマ】

【重点施策】

I 地域に活力を生む
産業の振興



I 地域資源を活用した産業振興
II 農林水産業の担い手の
確保と育成
III 都市との交流産業の振興

II 日常生活を支える
諸機能の維持



I 生活に必要な機能の確保
II 地域生活交通の確保

III 農林地等の地域資源
の維持・保全



I 農林地等の地域資源の
維持保全対策

IV 持続可能な地域社会
の仕組みづくり



I 多様な主体の参画による集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり
II UIターンの推進による担い手の確保
III 特に小規模・高齢化した集落の対策

地域特性に応じた施策の展開

※ 以下の類型はあくまで目安です

類型Ⅰ

広域的な生活圏とその周辺地域で、人口も集積している地域
－中山間地域にある市の中心部など－

市役所 病院 高等学校
企業の工場・支店、警察署
ショッピングセンター

【施策の方向】

- ・都市機能の充実と近郊田園地域の一体的整備を図り、都市的な生活と農山漁村での生活の両方を充たす地域として定住を促進
- ・産業の振興や企業誘致により、通勤圏内にある雇用の受け皿を創出
- ・広域的な生活拠点として、医療、商業等の機能の充実
- ・周辺地域との基幹的な生活交通の確保

類型Ⅱ

日常生活の拠点となる地域とその周辺地域で、人口がある程度集積している地域
－町村の中心部あるいは旧町村役場周辺－

町役場 旧役場、診療所
中学校 工場 交番
金融機関 スーパー

【施策の方向】

- ・類型Ⅰとの間での基幹的な生活交通の確保
- ・類型Ⅲの地域を含む広域的な生活交通の確保
- ・生活機能の維持による生活環境の整備
- ・交流産業や地域資源を活かした産業の振興・農林水産業の活性化
- ・Uターンへの推進による担い手の確保

類型Ⅲ

日常生活の拠点から離れ、人口の減少・高齢化が進行している地域
－町村の周辺部にある地域－

農地（大・小） 商店
小学校 駐在所

【施策の方向】

- ・集落を超えたコミュニティづくりによる地域づくり
- ・拠点集落と周辺地域との生活交通の確保
- ・農地保全、伝統文化・風習等の伝承、記録
- ・田舎ツーリズムなど高齢者でもできる産業おこし
- ・Uターンへの推進による担い手の確保

類型Ⅳ

特に小規模・高齢化した集落
－類型Ⅲの地域に含まれるが、その中でも特に条件の厳しい地域－

農地（小）

【施策の方向】

- ・生活維持のための取り組みを優先
- ・将来的に集落が消滅することもあり得ることを前提とした施策の推進
- ・集落を超えたコミュニティづくりによる地域の維持
- ・農地保全、伝統文化・風習等の伝承、記録